

県北広域振興局長告示第39号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月20日

県北広域振興局長 南 敏 幸

1 生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0313200305	小さき群の里	二戸郡一戸町奥中山字西田子1032番地1	社会福祉法人カナンの園	平成30年7月1日

2 就労継続支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0313200305	小さき群の里	二戸郡一戸町奥中山字西田子1032番地1	社会福祉法人カナンの園	平成30年7月1日
0313200313	障害福祉サービス事業所「ワークなかやま」	二戸郡一戸町中山字軽井沢139番地1	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	〃

3 就労定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0313200313	障害福祉サービス事業所「ワークなかやま」	二戸郡一戸町中山字軽井沢139番地1	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	平成30年7月1日